

(平成23年3月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成18年9月1日から19年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における18年9月から19年8月までの標準報酬月額に係る記録を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成20年5月1日から22年6月6日までの期間について、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる19年4月から同年6月までは標準報酬月額27万円、20年4月から同年6月まで、及び21年4月から同年6月までは標準報酬月額32万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を20年5月及び同年6月は27万円、同年7月から22年5月までは32万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年8月25日から22年6月6日まで
申立期間における標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額より低くなっている。給与明細書を提出するので正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成18年8月25日から22年6月6日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間について

は、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成 18 年 8 月 25 日から 20 年 5 月 1 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年 5 月 1 日から 22 年 6 月 6 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てしているところ、申立期間のうち、平成 18 年 9 月 1 日から 19 年 9 月 1 日までの期間については、申立人から提出された給与明細書によると、標準報酬月額 24 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から届出された健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届において、事業主は、給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出していないことが確認できることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成 20 年 5 月 1 日から 22 年 6 月 6 日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、20 年 5 月及び同年 6 月は 22 万円、同年 7 月から 22 年 5 月までは 26 万円と記録されている。しかし、申立人から提出された給与明細書によると、当該期間における標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる 19 年 4 月から同年 6 月までは標準報酬月額 27 万円、20 年 4 月から同年 6 月まで、及び 21 年 4 月から同年 6 月までは標準報酬月額 32 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人の A 社における標準報酬月額を平成 20 年 5 月及び同年 6 月は 27 万円、同年 7 月から 22 年 5 月までは 32 万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成 18 年 8 月 25 日から同年 9 月 1 日までの期間及び 19 年 9 月 1 日から 20 年 5 月 1 日までの期間については、申立人から提出された給与明細書によると、同給与明細書に記載された報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額より低くなっていることが確認できるものの、同給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額と一致していることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成17年10月1日から18年9月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額に係る記録を28万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月1日から18年9月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、平成17年7月1日から18年9月1日までの標準報酬月額が低くなっている。申立期間について標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間のうち、平成17年10月1日から18年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、当初28万円と記録されていたところ、同年4月3日付けで、17年10月に遡って20万円に引き下げられ、18年8月まで継続していることが確認できる。

また、当該事業所に勤務していた複数の同僚についても、申立人と同様に平成18年4月3日付けで標準報酬月額が引き下げられていることが確認できる。

さらに、前述の処理が行われた日において、既に当該事業所を退職している複数の同僚についても、厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、遡って標準報酬月額の減額訂正処理がなされている。

加えて、当該事業所に係る滞納処分票によると、申立期間当時、同事業所において厚生年金保険料の滞納があったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成18年4月3日付けで行われた標準

報酬月額の減額処理は事実即したものととは考え難く、社会保険事務所において、当該処理を行う合理的理由は無く、有効な処理であったとは認められないことから、申立期間のうち、17年10月1日から18年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、28万円に訂正することが必要と認められる。

一方、申立期間のうち、平成17年7月1日から同年10月1日までの期間については、事業主の標準報酬月額の届出内容等に不備は確認できない上、申立人の平成18年度（平成17年分）所得・課税証明書及び同僚の給与明細書により、オンライン記録に記録されている標準報酬月額に相当する厚生年金保険料が控除されていたと推認できることから、当該事業所は社会保険事務所に届け出た標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除していたものと考えられる。

このほか、当該期間に係る申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 19 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 16 万円とされているが、申立人は、申立期間のうち平成 19 年 9 月 1 日から 20 年 7 月 1 日までの期間について、その主張する標準報酬月額（19 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を 19 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（16 万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 9 月 1 日から 20 年 10 月 1 日まで

A 社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、給与から実際に控除されていた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社は年金事務所に訂正の届出を行ったが、時効により保険料は納付できず、申立期間は年金額の計算の基礎とならない期間とされているので、厚生年金保険の給付が反映される記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 16 万円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 22 年 11 月 10 日に 16 万円から 19 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎

となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（19万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（16万円）となっている。

しかしながら、当該事業所から提出された申立人に係る給与明細書の写しにより、申立期間のうち、平成19年9月1日から20年7月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額（19万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を年金事務所に提出していることが確認でき、また、当該保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成20年7月1日から同年10月1日までの期間については、当該事業所から提出された申立人に係る給与明細書の写しにより確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額に一致することから、特例法によるあっせんの対象とならず、記録の訂正を行うことはできない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和45年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年3月1日から同年4月1日まで
A社に昭和43年3月1日から45年3月31日まで勤務していたが、資格喪失日が同年3月1日となっている。厚生年金保険料も控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答及び同僚の証言並びに雇用保険の加入記録により、申立人が同社に昭和45年3月31日まで勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録により、A社は昭和45年4月1日付けで厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社と同一の事業主であるB社が設立され、同日付けで新規に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できるが、申立人を含む25人のうちA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日が、同年3月1日の者は申立人を含めて3人、同年4月1日の者は22人である上、B社において申立人を含む25人が同日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得しており、ほぼ全員について、厚生年金保険被保険者の記録が継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社における昭和45年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、現在の事業主は、当時の資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成10年5月30日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、18万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月30日から同年5月30日まで

A社に平成4年4月20日から10年5月29日まで勤務したが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について、給与明細書があり厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書及び雇用保険の加入記録等により、申立人は、申立期間において、A社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、オンライン記録により、当該事業所は平成10年5月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなったと記録されているが、同事業所が加入していたB健康保険組合は、同事業所が適用事業所でなくなった日及び申立人の資格喪失日を同年5月30日と回答していることや、申立期間当時の同僚の証言から、同年5月1日時点では、同事業所は、適用事業所としての要件を満たしていたと認められ、社会保険事務所（当時）において、同事業所の適用事業所でなくなった日を同年5月1日とする処理を行う合理的理由は見当たらない。

さらに、前述の同僚は「申立人は、A社のC工場で事務を担当していた。」と証言し、加えて「社員の給与、社会保険は同じ適用事業所であるD本社で一括して行っていた。」と証言していることから、申立人は社会

保険事務に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該資格喪失処理を行う合理的理由は無く、有効な資格喪失処理とは認められないことから、申立人の資格喪失日に係る記録を平成10年5月30日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、オンライン記録から、18万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成10年5月30日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、20万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月30日から同年5月30日まで

A社に平成9年4月8日から10年5月29日まで勤務したが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について、給与明細書があり厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書及び「A社倒産に関するお知らせ」の資料等により、申立人は、申立期間において、A社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、オンライン記録により、当該事業所は平成10年5月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなったと記録されているが、同事業所が加入していたB健康保険組合は、同事業所が適用事業所でなくなった日及び申立人の資格喪失日を同年5月30日と回答していることや、申立期間当時の同僚の証言から、同年5月1日時点では、同事業所は、適用事業所としての要件を満たしていたと認められ、社会保険事務所（当時）において、同事業所の適用事業所でなくなった日を同年5月1日とする処理を行う合理的理由は見当たらない。

さらに、前述の同僚は「申立人は、A社のC工場に隣接する営業所で事務を担当していた。」と証言し、加えて「社員の給与、社会保険は同じ適用事業所であるD本社で一括して行っていた。」と証言していることから、

申立人は社会保険事務に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該資格喪失処理を行う合理的理由は無く、有効な資格喪失処理とは認められないことから、申立人の資格喪失日に係る記録を平成10年5月30日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、オンライン記録から、20万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から③までの標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は当該期間の賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を 36 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 7 月 30 日
② 平成 18 年 8 月 11 日
③ 平成 18 年 12 月 22 日

申立期間の標準賞与額については、事務処理誤りであることを事業所が認め、既に A 社の事業主から厚生年金保険被保険者賞与支払届が社会保険事務所（当時）に提出されているが、厚生年金保険法第 75 条に該当することにより年金額の計算の基礎とはされていない。申立期間について年金額に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社における申立期間①から③までに係る厚生年金保険の標準賞与額について、同社は厚生年金保険被保険者賞与支払届を平成 21 年 5 月 29 日付けで社会保険事務所に提出し、これに基づき社会保険事務所において当該期間の標準賞与額が、36 万円と記録されている。ただし、当該記録は、政府の保険料を徴収する権利が時効により消滅していることから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により年金額の計算の基礎とはされていない。

これに対し、申立人は、当委員会に対し申立期間①から③までの年金記録の確認を求めているものであるが、当該事業所から提出された支払明細書によると、申立人は、当該期間に賞与の支払いを受け、36万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間①から③までの申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から③までの標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は当該期間の賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年7月30日は22万円、18年8月11日及び同年12月22日は24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月30日
② 平成18年8月11日
③ 平成18年12月22日

申立期間の標準賞与額については、事務処理誤りであることを事業所が認め、既にA社の事業主から厚生年金保険被保険者賞与支払届が社会保険事務所（当時）に提出されているが、厚生年金保険法第75条に該当することにより年金額の計算の基礎とはされていない。申立期間について年金額に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における申立期間①から③までに係る厚生年金保険の標準賞与額について、同社は厚生年金保険被保険者賞与支払届を平成21年5月29日付けで社会保険事務所に提出し、これに基づき社会保険事務所において当該期間の標準賞与額が、申立期間①は22万円、申立期間②及び③は24万円と記録されている。ただし、当該記録は、政府の保険料を徴収する権利が時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条

本文の規定により年金額の計算の基礎とはされていない。

これに対し、申立人は、当委員会に対し申立期間①から③までの年金記録の確認を求めているものであるが、当該事業所から提出された支払明細書によると、申立人は、当該期間に賞与の支払いを受け、申立期間①は 22 万円、申立期間②及び③は 24 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間①から③までの申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から③までの標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は当該期間の賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を35万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成17年7月30日
② 平成18年8月11日
③ 平成18年12月22日

申立期間の標準賞与額については、事務処理誤りであることを事業所が認め、既にA社の事業主から厚生年金保険被保険者賞与支払届が社会保険事務所（当時）に提出されているが、厚生年金保険法第75条に該当することにより年金額の計算の基礎とはされていない。申立期間について年金額に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における申立期間①から③までに係る厚生年金保険の標準賞与額について、同社は厚生年金保険被保険者賞与支払届を平成21年5月29日付けで社会保険事務所に提出し、これに基づき社会保険事務所において当該期間の標準賞与額が、35万円と記録されている。ただし、当該記録は、政府の保険料を徴収する権利が時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎とはされていない。

これに対し、申立人は、当委員会に対し申立期間①から③までの年金記録の確認を求めているものであるが、当該事業所から提出された支払明細書によると、申立人は、当該期間に賞与の支払いを受け、35万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間①から③までの申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間の賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月30日
② 平成18年8月11日

申立期間の標準賞与額については、事務処理誤りであることを事業所が認め、既にA社の事業主から厚生年金保険被保険者賞与支払届が社会保険事務所（当時）に提出されているが、厚生年金保険法第75条に該当することにより年金額の計算の基礎とはされていない。申立期間について年金額に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額について、同社は厚生年金保険被保険者賞与支払届を平成21年5月29日付けで社会保険事務所に提出し、これに基づき社会保険事務所において両申立期間の標準賞与額は15万円と記録されている。ただし、当該記録は、政府の保険料を徴収する権利が時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎とはされていない。

これに対し、申立人は、当委員会に対し申立期間の年金記録の確認を求

めているものであるが、当該事業所から提出された支払明細書によると、申立人は、当該期間に賞与の支払いを受け、15万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年1月から63年3月まで

私は、自分自身で国民年金保険料を納付したことは無い。また、両親が私の保険料を納付していたか否かははっきりしないが、父が国民年金の加入手続きを行い、両親が保険料を納付していたものとして調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、申立人自身が国民年金の加入手続きを行ったことは無く、保険料を納付したことも無いため、その父親が国民年金の加入手続きを行い、その両親が保険料を納付したのではないかと主張しているところ、申立人が20歳当時にその両親と同居していたA県B市において、申立人の国民年金の加入手続きが行われた形跡は無く、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない。

また、申立人は、その両親が申立期間の保険料を納付していたのではないかと主張しているが、申立人の両親は既に他界しており、当時の保険料の納付状況等が不明である上、申立人自身も国民年金の加入手続き及び保険料の納付に直接関与しておらず、国民年金手帳を受け取った記憶も無いと申述しており、申立期間当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間当時に居住していた市、区及び管轄の社会保険事務所(当時)においても、申立人に係る紙媒体の国民年金被保険者台帳及び磁気データの存在が確認できない。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 1 月から保険料 30 万円を超える金額で遡って納付可能な期間

私は、平成 13 年 1 月に、父から 30 万円を超える金額を借りて、A 市役所において遡って納付可能な期間の国民年金保険料を調べてもらい納付したはずである。所持していた年金手帳と領収書については自宅の火災により焼失して現在は所持していないが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 13 年 1 月にその父親から 30 万円を超える金額を借りて、A 市役所において申立期間の保険料を納付したと主張しているが、同年 1 月時点では、申立人は、B 市に住民登録していることが戸籍の附票により確認できることから、制度上、A 市役所で保険料を納付することができない上、申立期間の保険料を納付するためには B 市役所又は C 社会保険事務所(当時)に対し、納付書の交付を申し出なくてはならないところ、申立人は、納付書の受領場所、保険料の納付期間、納付方法及び納付場所等の記憶が曖昧である。

また、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月から51年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月から51年9月まで

昭和48年にA市に帰ってきたときに、父に勧められて市役所で国民年金の加入手続を行い、20歳まで遡って申立期間の保険料を納付した。その後の保険料については老人会の集金により納付したと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年に国民年金の加入手続を行い、20歳まで遡って申立期間の保険料を納付し、その後は老人会の集金により保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により53年10月に払い出されていることが確認できることから、その時点において、申立人が20歳になった45年*月*日に遡って国民年金被保険者資格を取得したものと推認できる。

また、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）によると、昭和51年10月から53年3月までの保険料については、過年度納付されたことが確認できる上、A市の国民年金被保険者名簿には「53.8.7 新規届」及び申立人が同年11月8日に過年度納付が可能な51年10月まで遡って保険料を納付した記載があり、同被保険者台帳の記録と一致する。

さらに、申立期間中、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡は無い上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から同年11月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月から同年11月まで

申立期間については、学生期間で経済的に苦しく国民年金保険料が納付できなかったため、保険料の免除申請を行った。申立期間前後の期間が保険料免除とされているのに、申立期間の保険料が免除とされず未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について保険料の免除申請を行ったと申述しているが、申立人の平成8年度に係る保険料の免除申請日は平成9年1月10日であることがオンライン記録により確認できるところ、当時、保険料の免除期間の始期は「免除の申請のあった日の属する月の前月」とされていたことから、上記申請日に保険料の免除申請を行った場合には、申立期間については遡って保険料免除期間とすることができない。

また、申立人は、保険料免除申請を行った場所については記憶しているものの、その時期については記憶していないと申述しており、申立期間に係る免除申請時期に関する記憶は曖昧である。

さらに、申立期間の保険料が免除されたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から51年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から51年4月まで

私は、会社を退職して自営を始める準備をしていた頃、妻がA町役場（現在は、B市役所）の窓口で、妻自身と私の国民年金保険料を一緒に納付していたことを記憶している。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その妻が、国民年金の加入手続を行い、妻自身の保険料と申立人の保険料を一緒に納付したと主張しているが、申立人が所持する年金手帳には、昭和48年2月に国民年金被保険者資格を取得し、同年9月に資格を喪失した記録があるのみで、申立期間については、国民年金被保険者資格を有していない上、オンライン記録においても同様であることが確認できることから、国民年金に未加入期間となり、制度上、保険料を納付することができない。

また、申立期間に申立人に対して別の国民年手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間については、当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる平成 20 年 2 月及び同年 4 月から同年 6 月までの期間において、申立人は、その主張する報酬月額が事業主により支払われていないことから、標準報酬月額に係る記録の訂正を行う必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 2 月 1 日から 21 年 7 月 31 日まで

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準報酬月額について、実際に支給されていた給与に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 20 年 2 月 1 日から 21 年 7 月 31 日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であることから、当委員会では厚生年金保険法を適用する。

申立期間について、オンライン記録によると、申立人の A 社に係る厚生年金保険被保険者資格取得時（平成 20 年 2 月 1 日）の標準報酬月額は当初、30 万円と記録されていたところ、平成 20 年 7 月 11 日付けの健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届により、申立人の標準報酬月額が、資格取得日に遡って 9 万 8,000 円に記録訂正されていることが確認できる。

しかしながら、当該事業所から提出された申立人に係る給与支給明細書控によると、申立期間において、同給与支給明細書に記載された報酬月額に見合う標準報酬月額は9万8,000円であることが確認でき、上述の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の標準報酬月額及びオンライン記録に記載された標準報酬月額と一致している。

また、申立人に係る標準報酬月額の減額訂正処理について、当該事業所の代表取締役は「B助成金の支給申請を行うため、申請要件を満たす一環として、申立人の標準報酬月額を30万円として社会保険事務所（当時）に届け出たものの、実際の支払額ではなかった。結局、当該助成金の支給要件の全てを満たすことができず、当該助成金の受給を断念したため、申立人の標準報酬月額を資格取得時に遡及して減額処理を行った。」と証言している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立期間の標準報酬月額の決定の基礎となる平成20年2月及び同年4月から同年6月までの期間において、申立人は、その主張する報酬月額が事業主により支払われていないことから、標準報酬月額に係る記録の訂正を行う必要は認められない。

群馬厚生年金 事案 1119 (事案 366 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年5月1日から28年4月1日まで
A農業会又はA農業協同組合に勤務したときの厚生年金保険の加入記録が、昭和21年5月1日から22年5月1日までの1年間しか無いというのはおかしい。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

本申立てについては、申立人が申立期間においてA農業会又はA農業協同組合に勤務していたことは認められるものの、当該事業所においては、申立人のほかにも在籍の事実が認められるにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者とされていない者がいたことから、同事業所の事業主は、従業員について、全ての勤務期間において厚生年金保険に加入させていた事情はうかがえないこと、及び申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料等が無いことを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成21年7月29日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに際し、申立人は、申立期間当時に厚生年金保険事務を行っていたとする上司の「不注意から生じた事務過誤である。」とする意見書を提出しているが、当該上司の事務過誤を裏付ける資料及び事情等は見当たらないことから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年9月1日から43年8月まで
② 昭和45年3月1日から50年12月まで
③ 昭和51年1月8日から54年5月16日まで

A社には昭和39年9月1日から43年8月まで、B社には45年3月1日から50年12月まで、C社には51年1月8日から54年5月16日まで勤務したが、これら期間の厚生年金保険の加入記録が無い。各申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社に勤務し、トラックでDを運搬する仕事をしていたと申述しているが、同社の後継事業所は「申立人の在職を確認できる社員歴が見当たらず、当時のことが分かる者は誰もいない。」と回答していることから、申立人の申立期間①に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

また、申立人が記憶していた同僚は既に死亡しているため証言を得ることができず、申立期間に当該事業所において厚生年金保険の被保険者であった者に、申立人の同事業所における勤務状況を照会したが、申立人を記憶している者はおらず、複数の従業員は「会社では多くの下請けが出入りしており、Dの運搬の仕事は全て下請けに委任していた。」と証言している。

2 申立期間②について、申立人は、B社在職中に労災事故による給付を

受けたとしているところ、事故証明書及び「昭和 48 年 5 月 30 日より 6 か月間の加療を要する。」とする診断書控えにより、期間の特定はできないものの、申立人が同社に在職していたことは認められる。

しかしながら、当該事業所は昭和 50 年 6 月 30 日に適用事業所ではなくなっており、申立期間②の一部については適用事業所でなかったことが確認できる上、当時の事業主も死亡していることから、申立人の申立期間②に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

また、当時の事業主の義弟及び事務担当者は「ほとんどの社員が現場単位の短期雇用で、請負の者が多く、厚生年金保険には全員を入れていなかった。労災保険についても途中からの加入であった。」と証言している。

- 3 申立期間③について、申立人は、C社に在職していたと申述しているが、同社は既に適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も死亡していることから、申立人の申立期間③に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

また、申立人は、申立期間に当該事業所において勤務していたとする複数の同僚の氏名を挙げているが、そのいずれの同僚にも連絡が取れず、オンライン記録によると、取締役であった一人を除きその記録は見当たらない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間③以前の昭和 49 年 6 月 30 日から申立期間以降の 54 年 3 月 1 日までの期間において、厚生年金保険の被保険者資格を取得した者は一人も確認できない。

加えて、前述の被保険者名簿によると、申立期間において、健康保険の整理番号に欠番も無い。

- 4 このほか、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月1日から39年4月11日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について脱退手当金を支給済みとの回答を受けた。脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していた事業所に係る被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和39年7月17日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間と申立期間後の被保険者期間では別番号で管理されており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 1 日から 46 年 1 月 13 日まで
A 社（現在は、B 社）に昭和 44 年 11 月 13 日から 46 年 1 月 12 日まで勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。同社の勤務期間内に忘年会に二度参加した。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社C所に継続して勤務していたと申述している。

しかしながら、当該事業所において申立人と共に請求書作成の事務を担当していた女性事務員は「申立人と一緒に働いたことはあるが、時期及び期間については分からない。」と証言しているほか、同事業所において申立期間当時に勤務していた二人の同僚は死亡しており、申立人の申立期間に係る勤務実態について証言を得ることができない。

また、申立人の当該事業所における雇用保険加入記録は、資格取得日が昭和 44 年 11 月 13 日、離職日が 45 年 4 月 1 日と記録されており、厚生年金保険の加入記録とほぼ同様の記録であることが確認できる。

さらに、当該事業所における申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の健康保険証は昭和 45 年 5 月 15 日に返納されており、資格喪失後の受診（受給資格 1 年未満）のため、同年 6 月分及び同年 7 月分の保険診療について医療機関に照会した形跡が確認できる。

加えて、当該事業所は「申立人の厚生年金保険料の控除について、不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 3 月 10 日から 59 年 7 月 29 日まで
A社に昭和 58 年 3 月 10 日から 59 年 7 月 28 日まで勤務した。年金事務所の記録では、同社に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかしながら、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間において、申立人の氏名は見当たらず、健康保険整理番号に欠番も無い上、同僚からも申立人の申立期間に係る勤務実態について証言を得ることができない。

また、当該事業所は「当時の書類は廃棄されており、資料も無いことから、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できない。」と回答しており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

なお、申立人は、オンライン記録により、申立期間のうち、昭和 58 年 6 月 1 日から 59 年 1 月 5 日まで国民年金に加入し、当該期間の国民年金保険料を定額納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。